〇 主文

原判決を取消す。

控訴人の本件訴を却下する。

訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。

〇 事実

第三号の書籍に該当するものではないにもかかわらず、被控訴人はこれに該当するものとしてなした前記通知および異議申出棄却決定は違法であるから、取消されるべきものである。四控訴人は関税定率法第二一条の規定が憲法に違反すると主張するものではない、と述べ、被控訴代理人は、本件書籍が控訴人主張のとおり保税倉庫に蔵置中であることは認める、と述べたほかは、原判決事実摘示と同一である。

〇 理由

控訴人の本訴請求は、控訴人の輸入申告にかかる本件書籍につき被控訴人が昭和四四年五月三一日にした関税定率法第二一条第三項の規定による通知および右通知に対する控訴人の同条第四項の規定による異議の申出に対し被控訴人が同年八月二五日にした異議申出棄却の決定の各取消を求めるものであるが、当裁判所は、右申立にかかる被控訴人税関長のした通知および異議申出棄却の決定はいずれも抗告訴訟の対象たるべき処分には該当しないと判断するものであつて、その理由は以下に説明するとおりである。

- (一) 関税定率法第二一条第一項は、社会公共の利益を確保するため輸入を禁止することを相当とする貨物を決定したものであつて、同条項に規定する輸入禁制品に該当する貨物は、例外の場合を除き(同項第一号但書参照)、輸入の不許可ないものである。従つて、輸入禁制品に該当する貨物について輸入申告があつた場合は、税関長はその輸入を許可することができないことは勿論のこと、輸入の禁止又は不許可の処分をする必要もなく、また、その権限もないものと解すべきである。即ち、輸入禁制品に該当する貨物については、税関長による輸入の禁止又は不許の処分を俟つてはじめて輸入禁止の効果が生ずるものではなく、また、税関長のような処分のあることが、関税法第一〇九条に定める罪の成立の要件ともされていないのである。

の結果によるとして、その憲法違反を主張する控訴人の主張の採用し得ざることは 明かである。

関税法第六七条の規定による上記検査の過程において、税関長が輸入申告 (三) にかかる書籍、図画等が関税定率法第二一条第一項第三号に該当することを知つた ときは、同条第三項の規定により、税関長は、当該貨物を輸入しようとする者に対 その旨を通知しなければならないこととされている。本来ならば、右の書籍、 図画等は関税法第一〇九条の罪の組成物件に該るのであつて、税関長としては告発 の手続を取るべき筋合であるが、右法律の規定は、税関長をして直ちに告発の手続 を取らせることなく、まず当該書籍図画等を輸入しようとする者に対し、右の通知の措置を取らせることとしているのである。その趣旨とするところは、当該書籍、図画等を輸入しようとする者に対し、これが関税定率法第二一条第一項第一二号に定める輸入禁制品に該当するものであることを表す。 れを輸入するかどうかについて再考慮の機会を与え、これを輸入することによって 後日被ることあるべき処罰の危険を未然に防止せんとするものである。従つて税関 長が上記規定によってする右の通知は、当該書籍、図画等が同条第一項第三号所定 の輸入禁制品に該当すると認めるにつき相当の理由があるとの税関長の判断の結果 を通知するもの、すなわち単なる観念の通知たるに止まり、当該書籍、図画等が輸 入禁制品に該当することを確定し、または当該書籍、図画等について輸入の禁止も しくは不許可の効果を生、せしめるものではなく、これによつて当該書籍、図画等 を輸入しようとする者の権利、義務には何らの影響をおよぼすものではないのであ このことは、税関長の右の通知について不服のある者からなされる同条第四項 の規定による異議の申出に対し、税関長が同条第五項の規定によつてする決定およびその通知についても言い得ることである。即ち、書籍、図画等は、思想表現の手段であるどころから、税関長の判断に過誤なきを期するため、税関長からの上記通 知を受けた者が右通知によつて示された税関長の判断に不服があるときは、税関長 の再度の考案を促すために異議の申出をすることができることとして自己の意見を 表明する機会を与え(同条第四項)、また、税関長は、右異議の申出があつたとき は、輸入映画等審議会に諮問し、同審議会の意見を聞いた上で右異議の申出を容れ さきにした通知にかかる自己の判断を改めるか、または右判断をなお正当として 維持すべきものとして異議の申出を卻けるかどうかの結論を異議の申出をした者に通知することとしているのである(同条第五項)。従つて異議の申出に対する「決定」という用語が用いられているにかかわらず、税関長の右決定は、さきにした通 知にかかる自己の判断を維持すべきものとするかどうかの判断たるに止まり、なに らの法律上の効果を生ぜしめるものではなく、また、右決定の通知も、右判断の結 果の通知、即ち単なる観念の通知たるに止まり、いずれも抗告訴訟の対象たるべき 処分とはいうことができないものといわなければならない。なお、異議の申出をした者が、税関長の右再度の考案の結果による異議申出棄却の決定にもかかわらず、 当該書籍、図画等の輸入の意思を飜さないときは、税関長は、関税法第一三八条な いし第一四〇条の規定によつて告知および告発の措置を取るべきものとされている のであるが、当該書籍、図画等が関税定率法第二一条第一項第三号の輸入禁制品に 該当するかどうかは、右告発に基いて行われる刑事の裁判手続において確定される のである。この点から見ても、税関長の同法第二一条第三項の規定による通知および同条第五項の規定による異議申出棄却の決定もしくはその通知が輸入禁止または輸入不許可の効果を伴う行政庁の処分に該らないことは明かというべきである。 以上の説明によつて明かなように、控訴人が本訴において取消を請求する被控訴人 税関長のした本件通知および本件異議申出棄却の決定は、いずれも憲法第二一条第 ・項の規定によつて禁止される検閲の結果によるものとは言うことができないのみ ならず、そもそも抗告訴訟の対象たるべき行政庁の処分に該当せず、従つて本訴 は、爾余の争点について判断するまでもなく、不適法として却下すべきものであ

よって、右と結論を異にする原判決は失当であるから、民事訴訟法第三八六条の規定によって原判決を取消すべく、訴訟費用の負担につき同法第九六条および第八九条の規定を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 平賀健太 田中良二 安達昌彦)